

京都市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年12月22日

京都市長 門川大作

京都市規則第50号

京都市火災予防規則の一部を改正する規則

京都市火災予防規則の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第6号」を「第7号」に、「第7号」を「第8号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(消防局予防部)